

「自治基本条例施行記念フォーラム ～みんなで創ろう！わたしたちのまち～」 第二部

□日時：平成20年7月5日（土）午後1時から3時40分まで

□会場：上越市 市民プラザ ABCホール

□内容：自治基本条例とこれからのまちづくりを語る会（70分）

聞き手：特定非営利活動法人 くびき野NPOサポートセンター

専務理事 秋山 三枝子 氏

語り手：元みんなで創る自治基本条例市民会議委員 満田 恵美子 氏

元みんなで創る自治基本条例市民会議委員 種岡 淳一 氏

上越市議会議長 山岸 行則 氏

上越市長 木浦 正幸

アドバイザー：（財）地方自治総合研究所 所長 辻山 幸宣 氏

（秋山さん）

それでは語る会に移らせていただきます。はじめに、私のプロフィールを少し紹介させていただきます。

くびき野NPOサポートセンターというものを十年前に立ち上げまして、実はそのときのキャッチコピーが「みんなのまちはみんなで作ろう」という言葉でした。今回、自治基本条例の冊子をいただき、表紙を見た時に、ちょっと名前が入れ替わっているけれども、まさに十年間私たちが、みんなのまちはみんなで作ろうと言ってきたそのことだという気がしました。私たちは、主に団体が力をつけることを支援するという形で、活動してきました。地元の多くの企業の皆さん、それから団体、個人の皆さんから支援を得まして、三年ほど前には全国のNPOフォーラムをこのまちで開催することができました。そして今年、これからの十年を考えるということで、日本一のNPOのまちを目指したいというキャッチコピーを掲げ、今、具体的な計画をつくっているところです。

もう一つ、今日の記念フォーラムに寄せる個人的な思いとして、協働に関することをちょっとご紹介させていただきます。五年前に上越市が設置した「市民と行政の協働に関わる検討会」というのに参加し、そこでいろいろな協働の勉強をさせていただきました。提案書がまとまって以降は、関わったメンバー数名で、「市民協働委員会」というものを設置いたしました。そこで市民側から協働を促進していきたいという思いで、いろいろな場面で提案を行ってききましたけれども、なかなかこれが大変。行政も市民も、本気で協働をやろうとしたら、ものすごいエネルギーがいるもので、実情としてはほとんど進んでいない状況があります。

今回、自治基本条例の中に、私たちが願いとしてきました協働を折り込んでいただいたということは、とても心強い後ろ楯になる思いがしております。

この策定に関して力を尽くしてこられた方々をお招きして、実際どうだったかという思いを私たちも一緒に受け止めて、これからの展開を考えていきたいと思っております。それでは、本題の方に入らせていただきます。

まずは、一巡目としまして、語り手の皆様からこれまで策定に関わってきた思いを語っていた

だきたいと思います。まずは木浦上越市長より、なぜこの条例を策定したかったのか、条例策定の目的、それから、特に大切にしてきたこと、その辺りをお話しいただきたいと思います。木浦市長よろしくお願ひします。

(木浦市長)

今日はたくさんの市民の皆様からおいでいただきまして、誠にありがとうございました。他の用務の都合で遅れてまいりまして、まことに申し訳ありませんでした。

最初に、なぜこの条例を策定したかったのかということですが、自治基本条例は、今後の自治体運営を行っていく際の最も大切にしなければならないルールを定めるものでありまして、地方分権の進展と市町村合併という、自治体を巡る大きな環境変化の中で、これらを担保していくものとして、クローズアップされてきているものであります。私は市長に就任させていただいてから、市民のための市政、市民本意の市政ということはずっと言い続けてまいりましたが、これを実現させていただく手立ての一つとして、これをルール化していきたいと思っておりました。

次に、この条例を制定させていただいた背景についてお話しします。昭和 50 年台、昭和 60 年代、まちづくりがまだまだ行政で行われていた時代です。その時代を皆さんから思い返していただければと思うのですが、まちづくりの手法を国の方に問い合わせ、どういう風にしてまちづくりを進めていったらよいのかということをお聞きすると、霞ヶ関の全国一律の金太郎飴的な手法が地方に降りてくるという形でございました。

そこで、私は当時青年会議所の理事長をしておりまして、上越らしいまちづくりをどう進めていったらよいのかということで、いろいろな手法でやらせていただいておりますけれども、こんな問題点にぶつかりました。例えば、「小川のせせらぎの音や、風の匂い、こういうものが分からないでいて、まちづくりが果たしてできるのだろうか。しかも全国一律で…そんなはずはない。」と思ひました。これは昭和 50 年代、60 年代のことでございます。「地方のことは地方に任せて欲しい。」と、その時は思ったところでは。

そうした変遷がありましたが、平成 12 年の 4 月に、そういった声が高まってまいりまして、地方分権一括法が施行されました。「地方のことは地方で」という大きな流れが、この法律が制定されたことによってできあがりました。この地方分権の流れは、皆さんご案内の通り、中央政府に頼らず、地方自らの責任で、市政運営やまちづくりを行っていく。つまり、自己決定・自己責任で、自治体運営を行っていくかなければならないということになってきたわけでは。このような自治体運営を行うに当たりましては、そこに住む市民の皆さんの意思が、市政運営に反映されることが必要になってくるわけではあります。当然のことながらその市民の意思、これが反映されないようなルールというものはありません。これらの要素が整わない限り、本当の地方分権は実現されないと思ひておりました。

そうした地方分権が進展してくる中で、国や地方の財政状況は非常にひっ迫してきておりましたので、国全体で行財政改革のための平成の大合併という流れとなってまいりました。当市におきましても近隣の旧 13 町村とともに市町村合併を究極の行財政改革ととらえながら、運命共同体

として、お互い持っているものを有効利用しながら、しっかりと大同団結していこうということで、私の方から 17 の市町村に声をかけさせていただきました。その中で新井市と、妙高高原町、妙高村は三つで一つの固まりになろうという選択をされたわけであります。人口が 21 万人、面積が 973 平方キロメートルで東京都の約半分という大変大きなまちができました。

私は、合併前上越市の皆さんは心配があったかと思いますが、中山間地域を含む合併先の地域には 21 世紀の宝になるものがたくさん埋もれているので、それらをぜひ有効活用しようではないか、そういう世紀が 21 世紀なんだということを合併前上越市の市民の皆さんに訴えながら、この合併という、それこそ百年か二百年の中であるかないかの大変大きな運動にさせていただいて、市町村合併に結び付けさせていただきました。究極の行財政改革を進んでやってきたわけです。そういう意味でも、先ほど申し上げた市民の意思が市政に反映されるシステムが必要であり、様々な環境変化の中でもこの方針を貫いていこうということで、私は様々な場面で発言をしてきたところです。

そして、この条例の策定の進め方で大切にしてきたことは、自治・まちづくりの主役である市民の皆さんの発意に基づくルールづくりを行うということです。そういう思いで設置したのが、「みんなで創る自治基本条例市民会議」であり、委員の皆さんからはゼロベースで、全く白紙で何もなかったところから議論をスタートさせていただきました。

この市民会議の皆さんからは、まちづくりをする上で大切にすることは何だろうかということ、あるいは、ルール化すべきことは何だろうかということ、これを話し合っていたきながら、市民参画や協働、そして市民、市議会、市長のそれぞれの役割や責務などを明らかにし、自治基本条例に定めるべく、項目を順次検討させていただきました。そしてその後、市議会の「自治基本問題調査特別委員会」の皆さんとも意見交換を行いながら、その期間約 2 年 10 か月、68 回の会議を経て、提言書という形でまとめていただきました。

これは長い期間に渡って、議論してきていただいた。それからまさにゼロベースからスタートをした。そしてしかも市民会議の皆さんは無報酬。これも大変申し訳なかったわけでありますが、そういう全国的にも非常に珍しいやり方で、熱心にご議論いただきありがとうございました。そのことに関しまして、この場をお借りしまして、皆様に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

その提言書を受けまして、市の案の取りまとめを行ったわけですが、市民会議の皆さんのおかげで、条例の内容も非常に分かりやすくなったものと思いますし、そもそもこの一つ一つの文章、私は市の職員にこれから作る文章はこれをお手本としなさいということで、市役所の職員に指導しているところです。全く唐突にぶつかることがなく、まさに砂に水が進むが如し、スーッと入ってくるこの文章ですが、これからは市政の中身を市民の皆さんに説明する時にはこういう文章をお手本にしなさいと思ったところです。

このほか、策定までの間、より多くの市民の皆様から、ご意見をお聞きするように努めてまいりました。パブリックコメントの際には、素案を市内全戸に配布させていただきましたし、市内 16 会場で市民の皆さんから直接ご意見をお聞きする機会を設けてきたところでもあります。いずれ

にいたしましても、私はこのような経過を経て、作成させていただいたこの条例は、まさに自治の担い手であります市民、市議会、市長の三者の協働による議論の成果であると思っており、これからはこれをどう守るのが問われてくると考えています。

この間、直江津図書館、社会教育館の件で、市議会の皆さんや市民の皆さんから、「自治基本条例を守っていないのはお前じゃないか」と、こう言われてまいりました。大変辛い思いをしたわけで、決してそうではないということをずっと言い続けてきているわけですが、私の言うことを皆さんにうまくお伝えすることができませんでした。民間の施設ですのでそれらを全て明らかにした時に、それが原因で倒産したり、調子が悪くなったら誰が責任とるのかということも、私どもは配慮しなくてはならないということもございます。

確かに議会の皆さんに説明する時に、議会の方も選挙中であつたり、それから12月議会の少し前でしたので、事前審査につながるという微妙なタイミングでございましたので、それらに配慮して逆に市議会の皆様に説明しなかったわけですが、それをけしからんといわれまして、まさに時間があつたなら説明すべきであつたと今反省しております。今回お騒がせしたことに対して心からお詫び申し上げたいと思っております。私はこの条例をつくった責任者ですので、到底これらを見捨てようとは思っておりませんので、ぜひ皆さんからご理解をいただければありがたいと思っております。ちょっと時間が過ぎましたが、以上私の気持ちを申し上げます。

(秋山さん)

ありがとうございました。多分今日お集りの皆さんが一番聞きたかったコメントを一番最初にいただきましてありがとうございます。やはりこの条例には、合併というものが大きく関わってきたのだと、その中で市民の声をいかに反映するかということに尽力されてきたことがよく分かるお話でした。

では続きまして、山岸議長にも同じように思いですとか、これまでの関わりについてお話しただきたいと思えます。

(山岸議長)

市議会議長の山岸でございます。今日この高いところから拝見させていただきますと、17名の市議会議員の皆さんも参加をされておりますようですけれども、私の方から、この間取り組んできた市議会の経過について少しお話をさせていただきたいと思えます。

今ほど市長もお話をしておられましたように、本当に「みんなで創る自治基本条例市民会議」の皆さんをはじめ、これほど多くの市民の皆さんの声を集めて一つの条例をつくったのは、まだ新しい上越市となって間もない段階ではありますけれども、おそらく過去にも、合併前の上越市においてもなかったのではないのでしょうか。相当多くの皆さんの気持ちや声が、この条例の中にしっかりと盛り込まれてきた。その意味では、今、市長がゼロベースからという言い方をしておりましてけれども、市民会議の皆さんがこの約三年近くの間本当に粘り強く頑張つてこられ、多くの市民の皆さんが積極的に参加をされたことに対しましては、私ども議会としても本当に感

謝を申し上げる次第です。

問題は先ほど、辻山先生のお話にもありましたように、スタートしたはいいいけれども、これを行政や議会や市民が、本当にこれに基づいてしっかりと遂行していくことができるかということがもっと重要になってくるのだらうと思っておりますので、その意味ではこの6月議会で、市長にばかり文句を言えるわけではなくして、私ども市議会といたしましても自治基本条例に基づいて、議会として市民の皆さんへの説明責任がどうであったのかということ問われた時には、私どもも「申し訳ございません」と言わざるを得ないというのが率直な状況です。特にこの間、議会は行政に向かって、市長に向かって文句だけを言っていれば済むような形式であったと思います。しかし、この自治基本条例の制定によって、もう今後は市民から見ればそうではないよと、お前たち議員も同罪だよと言われるんだらうと思っておりますので、そのことをこの6月議会や臨時議会を通して、しっかりと認識させていただきましたので、また今後の決意を含めまして後半の方で話していきたいと思っております。

私どもも先ほどお話がありましたように、「自治問題調査特別委員会」の今日お見えの栗田委員長の下で2年間集中して論議をしてまいりました。先ほどお話がありましたように14市町村が合併をし、合併をした時にこの自治基本条例をつくるのだということを決めさせていただいた経過もございましたので、合併前上越市の平成16年の12月の段階から、今まであった市町村合併問題の特別委員会を発展的に解消して、この自治問題などを中心とする特別委員会をつくって、2年間市民の皆さんと検討して市議会でも論議を深めたきたところでした。

特にその中で、私ども市議会で論議してきたのは、先ほどの辻山先生のお話の中にもありました、前文の問題や住民投票制度の問題、そして私ども議会の責務の問題、それから条例の最高規範、行政手続や都市内分権について、議会で意見交換をしてきたという状況でございまして、市民の皆さんが作った提言書に対して、途中二度ほど市民の皆さんの検討委員会と議会との意見交換を行いながら、議会の考え方について提起をさせていただきました。この条文の中に反映されたものとしては、私どもが強く認識していたのは、「共生」というキーワードですが、なんとしてもこの「共生」という言葉を自治基本条例の前文の中にしっかりと明記すべきであるということ強く訴えさせていただいて、最終的にはそれらの文言を入れさせていただいたところでありました。

また、全国的な自治基本条例の中では、議会の責務はあるけれども、議員個々の責務まではいっていないというところがありましたので、私ども上越市議会といたしましては、議会の責務だけではなく、議員の責務についても同等に列挙して、自覚をしていくべきであると思ひまして、そういう議会の責務だけではなく、議員の責務についても明確に入れていただきたいという主張をさせていただきました。そしてそれと同時に、今の時代の中においては、ただ、市長を中心とする行政に対する、監視機能だけではなくして、議会側からも行政と並行して政策立案や立法機能を高めていくべきだ、ということをお話の中にも市議会の考え方としてぜひ入れていただきたいということで折り込ませていただいたところでありました。また、一部反映されている

と思っているのは、市議会の責務の全市的な視点というものについて、私どもとしては市民の代表者としての視点としての立場に入れていただけないかとお願いをしていたところでありましたが、これらについても、文言的には入らなかったけれども、その趣旨を入れさせていただいたということもございました。あと、議会全体の一致とはなりませんでしたが、今回の検討の中で、議員のいくつかの会派や、何人かの議員から出されていたのは、住民投票の市民の請求要件については、この条文では4分の1となっておりますけれども、議会の論議の中では5分の1にすべきではないかという論議も多くあったという状況ですし、また条例の改正要件などにおいては、議会の通常の過半数の可決でいいのかどうか、最高規範との位置付けを含めるのならば、特別多数議決という、議会の例えば3分の2以上が賛成をしなければ通らないというですね、そういう位置付けを持った、重みを持った位置付けをしたらどうかという意見も出されていたところでした。

いずれにいたしましても、先ほどお話をさせていただきましたように、この条例を私ども議会も、行政も、市民の皆さんも今後具体的にどう実行していくか、それが今後は非常に大事になっていくのだらうと思っておりますので、責任のある議会の立場としても、今後また皆さんと一緒に頑張っていきたいということを申し述べさせていただいて、とりあえずはご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(秋山さん)

ありがとうございました。議員というのは、法律を作っていくのが仕事だと思っておりますが、どうしても予算のチェックという立場が多かったのかと思います。けれども、先ほど辻山先生のお話にありましたように、これから様々な細かな条例を作っていく場面で、議会に強く信頼と期待を寄せたいと思います。

では、実際に市民会議の方に参加いただいていた皆さんのお話に移らせていただきます。まずは、柿崎区の満田さんから実際に自分たちが現場で感じていることと、条例の策定に関わってきたことについて、自己紹介も含めてよろしくお願いします。

(満田さん)

私の性格の長所でもあり短所でもあるところは素直なところ。これは、40数年連れ添った私の夫の言葉です。柿崎にまちづくり振興会ができて、設立総会を迎えた時に、まだ事務局長が決まらない状態の中で、会長から「ちょっとだけ手伝ってください」、「ちょっとの期間だけ手伝ってください」と言われて、小さい声で「はい」と言っていたのですが、とうとう事務局長3年目を迎えております。今日の記念すべきフォーラムも、私の大好きな辻山先生が講演されるということで、必ず出席しますと返事しましたら、とうとうこんな高いところで、今、戸惑っています。今日は、私が普段考えていること、感じていること、思っていることを素直にお話ししたいと思います。

私が地方自治に関わったきっかけは20年前でした。障害を持っている息子のために、学習塾を開いていました。そこの生徒がある時、「先生、柿崎って、死んでるまちだって」「何にもないま

ちだって」と言うのです。私は、その言葉に大きなショックを受けました。私の青春時代は、「テニスのまち柿崎」ということで全国から有名な選手が集まり、その中で育った私はラケット一本で全国を回るような青春の日々を送っていました。行く先々で「テニスのまち柿崎」から来たって言うと、「柿崎はいいまちですね」、「自然が豊富で、そして人情も厚くて」と褒められ、私は柿崎大好き人間になって、そして誇りを持つようになりました。それが今の私の原点です。

今の子どもたちにも少しでも柿崎を好きになって欲しい、そして誇りを持って欲しい、そんな気持ちから私は議員の道に進みました。私が議員として初めて取り組んだ仕事は、デイサービスの建設でした。先進地視察では、小回りの利く私は、そこの理事さん、入居者の皆さん、そしてその頃は女性がほとんどでしたが、働いている皆さんのお話をしっかり聞くことにしました。そして気付きました。この施設は入居者にも快適であって欲しいけれども、働く人にとっても働きやすい施設でなければならない。そして私は、「あなたもいい、私もいい施設」こそ大事だと感じました。それが、私が男女共同参画をライフテーマにした大きな原点でした。

そして合併を迎えました。新しい上越市はどんなまちになるのだろうと思いました。そして合併で私たち13区の皆さんは、すごく不安感を、そして希望を持っているということを合併前上越市の市民の皆さんにお伝えしたくて、また男女共同参画の視点をこの条例に組み込んでいただきたくて、市民会議に応募しました。会議は難しい言葉や言い回しに振り回されることも多かったのですが、構成メンバーが素晴らしくて、若い職員と一緒にこれからの上越を考える、その話し合いはワクワクしました。特に、班別の勉強会では本音が出て、真剣にみんなでいろいろな話をしました。私も自分の気持ちを十分伝えることができました。そして内容的には、私自身が最も満足する内容の条例ができあがりました。

私は今隣にいらっしゃる種岡さんをはじめとして、最後にとりまとめを行った代表者会の皆さんのご努力にすごく感謝しました。特に基本理念の中に、男女共同参画の視点や障害を持っている皆さんの広い視点を十分取り入れて、人権尊重ということをして2番目にとりあげていただいたことをすごく評価しています。そして勉強する中で都市内分権が一番難しかったけれども、それが大切であるということをしてすごく感じました。これからその展開を楽しみにしている一人です。以上です。ありがとうございました。

(秋山さん)

ありがとうございました。やはり満田さんも合併を経験されて、それから元町議であり、また、男女共同参画の視点でということをして、策定の中で強く込められてきたことが分かるお話でした。

では、合併前上越市からということをして、代表者会にも加わっていましたが種岡さんから同じような切り口でお話をお願いいたします。

(種岡さん)

種岡でございます。よろしくお願ひします。自己紹介ということですが、私は、いくつかのまちづくりの会に所属しておりまして、書き出してみますと結構数が多いので自分でもびっくりしているのですが、それを少し紹介させて下さい。

まずは、「越後高田・雁木ねっとわーく」、「あわゆき組」、「お馬出しアート遊市プロジェクト」、上越市が主催しております「まちづくり市民大学」や「市政モニターのOB会」、建築関係の仕事をしておりますので「建築士会のまちづくり部会」などにも参加させてもらっています。数的には多いなと自分では改めてびっくりしているのですが、日頃の活動で一番重点を置いているのは、雁木や町家を利活用するような活動、あと雁木や町家の保存、発展的な再構築、そのために雁木マップの作成や、雁木に関する勉強会を実施したり、また、「まちづくり市民大学」を卒業させてもらった人たちが集って、勉強したことを実践的に活動していこうという活動のサポート、いろいろやらせてもらっているんですけど、それぞれの所属をしている団体の事務的なお手伝いをさせてもらっているということで、本来このような高いところに座るのは少し身の丈に合っていないと思っております。自治基本条例の関わりでいうと、そういったまちづくりに関するいろいろな勉強をしている仲間たちから、こういった機会があるので参加してみたらどうだというお声がけをいただいて、合併前の上越市が開催した勉強会から参加し、市民会議、それから代表者会といったところまで参加させてもらいました。

代表者会のお話を少しさせてもらいたいと思います。代表者会は、市民会議や各班の議論などいろいろな思いを受けて、全体を総合的に整理してまとめるという活動を行いました。検討会数も時間も多く費やしまして、事務方でまとめていただいた職員の方にも感謝しております。代表者会として一つ一つのポイントをまとめるということで、再度、盛り込むテーマをどれにするのか、なぜこういう仕組みが必要なのかということも議論し、少し立ち戻った形での議論をさせてもらいました。個人的に印象に残っているのは前文の検討作業です。自治基本条例の顔となる部分ですので、新しい上越市として、これまでの14市町村の宝物を持ち寄って、宝物をいかして育み、次の世代によいものとして引き継いでいくという決意を盛り込んでいくことを代表者会の中で話し合えたことが、私の中では大変重要なポイントでした。

前文をはじめ、この条例の多くは、市政への参加、参画の原理や、理念が書かれています。ただ、条文という形なので、どうしても簡潔であったり、難しい言葉であったりするというので、市民会議の皆さんや代表者会の持っている思いが本当に的確に表現されているかということ、必ずしも表現しきれないところもあるかもしれません。そのため、この条文をお読みになる皆さんや、それ以上に市の職員や市議の皆さんには、条例の解説書や、できれば市民会議の記録などを再度目を通していただき、一言一言、一文一文、行間に入っている「市民の思い」というものを読み取って、この条例を活用していただきたいと思っています。

(秋山さん)

ありがとうございました。私も前文に興味深く何度も読み返しました。こういうものには案外主語が出てこないことが多いんですが、「私たちは」という言葉が何度か出てきまして、やはりそこにこだわった部分があるのだなと思いました。

前半がひとまず終わり、ここから後半は、自治基本条例ができたけれども、これから自分たちの立場でどう使っていきたいかという、「これから」のところにテーマを移して、ご意見いただき

たいと思います。今度は逆に種岡さんからお願いします。

(種岡さん)

では引き続き私の方から。代表者会に参加させてもらったこともありまして、私の意識の中では、今後、自治基本条例がどのように発展していくのか、運営されていくのかということで、2点強く、お願いということではないんですけども、話したいと思います。

まずは本で例えるなら、自治基本条例ができたということは、序章と目次の^{ていぎ}体裁が整ったという段階ではないかなと思っています。条文などを読んでいただけると分かると思うんですけども、市民が市政に参加、参画する全ての道筋が全てここに書かれているわけではございません。多くのことについて新たに付随する条例を作ったり、今まである条文をこの基本条例にある原則、理念に照らし合わせて、もう一度作り直していかなければいけないという作業が必ず発生してまいります。それが、序章や目次に対する本文を^{つづ}綴っていくことに当たると思います。これからの1ページ、1章においても、自治基本条例の思いを確実に継承して、また^{つづ}綴り方もこの市民会議の提言をいかして、市民と行政、議会が協働して滞ることなく、上越市のよりよい自治という、大変よい書物を^{つづ}綴り上げていくことをお願いしたいと思います。

もう一点は、自治基本条例というのは自治のルールブックという側面もありますので、このルールに従って適切に市政や地域の自治が運営されているかどうかを判断するジャッジメント機能の確保が絶対に必要だと思っています。個人的には上越市の中に部門を横断して、基本条例が適切に運営されているかどうか、イエローカードやレッドカードを出せる権限という裁量があるセクションを確立してもらいたいと思っています。もちろん市民側を主体とするジャッジメント機能も必要です。ただ、市民が何かしら市政や自治が適正でないといっても、もう市政として後戻りできないというようなことも十分に考えられると思いますので、そういったことも含めて市は組織を確立していただきたいと思っています。そういったことが市民の市政への信頼を積み重ねていくことにつながっていくと思います。

あと自分のことを先ほど言いましたけれど、「雁木ねっとわーく」や「あわゆき組」というような、雁木や町家を大切にすることで、和の雰囲気大切にしていこうという活動をしています。こういう活動がですね、第一義として楽しみながら自分たちのやれることを大切にしているグループです。そういったグループは、自然発生的にある程度出てきてまして、それを構成していく人たちが得意なことをつながっていくという、緩やかなネットワークができつつあります。特に、「雁木ねっとわーく」というのは、言ってみれば点と点の制度の町内会だとかまちづくりの任意の団体を取りまとめて、つなげていくネットワーク化というものを、活動の大きな柱にしています。ただ楽しみながら自分たちのやれることを行うだけでは限界が来るとしています。組織内のマンネリ化といいますか、組織内で動く人だけが動くというようなことが進んで、まとまりとしても維持できなくなってくるということが考えられます。ですから、楽しみながら暮らす地域ビジネス、継続して資金的なバックアップがある活動にステップアップしていかないと、長期的にこういった活動やまちづくりの活動はだんだん難しくなっていくのかなと思っています。

まちづくりの活動という意味で、自治基本条例にも書いてある協働というキーワードが大切になってくると思います。先ほども言いましたようにいくつかの活動はそれぞれ得意分野があって、目指すべき方向が若干違ってきます。ですから、この分野が得意なところはこれについてやってください、そうした活動に対する情報をネットワーク化することによって共有し、大きな方向性は見誤らない、不足するところはサポートしていくという組織づくり、地域の人たちがよくなっていくことと、専門家や任意団体の人たちが共通の目的を共有してそれぞれの持ち味を發揮していくことが大切だと考えています。

そしてもう一つ自治基本条例で大切なのは権利と責務、責任というものがやっぱり大切になってきます。こういった活動をやっていると「言いつばなし」だとか、「批判だけ」ということも考えられるのですけれども、「口を出すなら手も出す」ということが今関わっている人たちの理解です。そこを大切にして進めていかないと誰かだけがよくなった、誰かだけが悪くなったということになり、関わった人たちがみんなよくなっていくということにならない。私たちの活動はそういうことで、直接的にこの条例と関わる場所があるのか、ないのかというのは難しいところではあるのですけれども、共に同じ方向を向いて力を合わせて進んでいくということをこの条例を介しながら進めていきたいと思っています。

(秋山さん)

ありがとうございました。市民会議の代表者会のメンバーも含めて一番エネルギーを費やした種岡さんには、これからもこの条例の進捗状況を見守るという形で加わって、見直しも含めて本当によいものにしていただきたいと思います。それでは次に満田さんよろしく願いいたします。

(満田さん)

私はこの役を受けるに当たって、もう一度市民会議で勉強したことや、同時に私が入っていた市民大学でいろいろ勉強させていただいたことについて、この両方をしっかり振り返ってみました。そして気付いたことがありました。今事務局長として私がやっていることは、ここで学んだことを少しずつ実行しているのではないかということでした。

まず私は事務局長として、一番大切にしていることは、平等、そして親切です。そして皆さんのお話を十分聞くという姿勢をとっています。今、事務所は、総合事務所の三階にあるので不便なところなのですが、たくさんのお客さんが来てくださいます。特に町内会長さんたちが遊びに来てくださって、いろいろな情報を頂いています。そして私にとっても協力をさせていただきやすい状態になっています。まちづくり振興会には6つの部会があるのですが、その部会の独立、自立性ということを大事にしています。そして皆さんが活発な意見、おしゃべりができるような雰囲気づくりに努めています。

そうしまして三年目を迎えたのですが、去年一年間皆さんで挑戦してきた結果、大変よい効果が出たということで、今年度はそれぞれ昨年やったことをもう一度しっかりと精査し、より柿崎区の皆さんに喜んでいただけるようにしようということで取り組みました。私の中では、少ない

予算で、よりその存在感を皆さんにアピールするためには、各部会が連携した事業展開が必要だなと思っていました。そうしましたら、県の旧市町村の合併についてのモデル事業の応募がありました。もう予算も決まっている時期でありますし、単年度事業でしたので、ちょっと躊躇したのですが、会長と相談して、今の事業を連携したような事業計画で応募してみようということになりました。そうしましたら運よく当選してしまいました。県で3か所だということなのですが、その連絡を受けた時、私は本当に当選しちゃったというような実感でした。

事業計画の一例を申し上げますと、郷土の歴史的文化を知るという事業ということで、今、上越市が取り組んでいます「天地人」にあやかりまして、教育・文化グループの文化講演会は「天地人」と題しまして、お願いすることができました。そして夏祭りは柿崎は時代夏祭りですので、その援助もいたします。今私たちが一番気になっているのは、木崎山の跡地です。あそこをもっときれいにしたいなという思いがありましたので、もう少し整備するための調査・研究を取り入れました。そして柿崎には山城がたくさんあります。その各地区の山城探訪、そして地区に散らばっている神社仏閣の調査、そんなことがこの郷土の歴史的文化を知る事業の中身です。考えてみますと、今の教育文化部会そして地域振興部会、産業振興部会、その3つの合同事業になってしまいました。今その結果を楽しみにしています。

3年目を迎えて、会長は柿崎の方向性をしっかりと見極めるという時期に来ているということなのでこの7月の下旬に地域協議会の皆さん、そして行政の皆さん、それから今まちづくり振興会で活動をしている皆さん、そして県議さんや市議さんも含めた合同の研修会を計画しております。会場がユニークなんです。浜茶屋です。それは、地震の風評被害のために浜茶屋がちょっと寂しいんですね。海岸のにぎわいのために協力しようとユニークな場所を選びました。

この柿崎まちづくり振興会が短期間でこれだけ動ける組織になった背景には13区の住民組織で作っている連絡会の存在があります。先輩地区の情報をいただいたり、その情報が柿崎地区にどのようにいかされるかということ私を聞きに行ったりしております。そして分からなくなるとすぐ飛んで行ってその事務局長さんにいろいろやり方を教えていただいてそれを柿崎で実行してきました。

そんな私の体験を踏まえまして、今、皆さんに言いたいことは、柿崎区の地域協議会はとっても大切な存在であるということです。この地域協議会があるからこそ、私たちまちづくり振興会は十分に動くことができるのです。なぜかという、何かあると地域協議会が動いてくださるという安心感があるのです。4年後市会議員の選挙も一本化されます。そうした時にその市議さんに与えられる使命は、上越市全体を考えられるということになると思います。そうしたときこそ、自治基本条例の第6章にあります「都市内分権」、「都市内分権」とは市民が身近な地域の課題を自ら考え、より身近なところで課題の解決に向けた地域の意見を決定し、市政運営に反映していく仕組みであり、それを推進していくことを明らかにしていますが、私は4年後この組織ができているところとできていないところの格差が現れるのではないかと、そして地域協議会、地域の自治組織がしっかりと受け止め、それを市政に反映できる上越市になることを期待しています

し、私たち 13 区は合併前上越市の皆さんと同じ制度の中でパートナーシップを持ちたいのです。そのことによって、私が最初に申し上げました、私たちの子どもの世代に、誇りを持った上越市、大好きな上越市が贈られるのではないかと期待しております。

(秋山さん)

ありがとうございました。実は 13 区の中で一番最後にできた住民組織が柿崎まちづくり振興会です。当時の代表者は楡井さんでした。その後県議になられました。その後引き継いだのが草間さんでしたが、今回市議になられました。そんな男性のトップが変わる中で、満田さんが現場でしっかりと舵取りをしながら、支えていらっしゃるのを私も拝見しております。今日も会場に若干の女性の方が見えていますが、これを根付かせていくためには女性の力が大事だと思っております。女性の視点も盛り込んでいただきながら地域の中で頑張っていたいただきたいと思えます。

では、山岸議長からも同じような切り口でこれからの抱負などを語っていただきたいと思えます。

(山岸議長)

今後の方向ですが、今、満田さんのお話にありましたけれども、議会におきましても女性の比率が非常に少ない状況ですので、4 年といわずに補欠選挙等がありましたら、大いに女性の皆さんからそれぞれの地域でもってご推薦などをいただいて支えていただければ、ありがたいと思えます。今 48 名中 2 名が上越市の女性議員でありますので、男女共同参画の視点からしても非常に少ない比率ですので、議会の立場からもよろしく願いいたします。

自治基本条例の中において議会の今後の方向性でありますけれども、今まさに第 8 条、第 9 条の問題が今後の最大の課題になってくるのだろうと考えております。今、改選された議会の動きが、マスコミ等でも報道されておりますが、その経過も含めて少しお話しさせていただきますと、4 月 27 日に選挙が行われて、5 月 19 日の臨時議会で新しい役員体制が決まって、6 月議会がスタートしたという状況ですので、まだ新しい議会が構成されて時間がないと言ったら言い訳になるかもしれませんが、少し時間がない中でなかなかスピーディーに物事が進んでいかないというのが率直な状況です。そしてまた皆さんもご存じのように、議員お一人お一人やそれぞれの会派は俊敏に行動ができるのですが、議会全体で行動を起こすとすると、全体の合意に基づいて動かなくてはならないというところがございます、その意味では一回の会議ではなくして結局またそれぞれの議員や会派に持ち帰ったりしながら進めていかなければならないというところがあり、その意味では、議員というより議会全体で動くことが難しいというのが率直な状況です。

そういう中において、今、議会で検討をスタートしたのが、この間の引き継ぎ事項であった政治倫理条例です。この夏前後くらいまでの間に一定の方向性を出して、年内中に条例化しようという方向で動いております。本来であればこの自治基本条例の中における、議員の責務の中に議会側からもこの責務の問題を盛り込もうという当初の方針でありましたけれども、なかなか今言いましたように全体の合意時間が間に合わなかった状況があつて、今の議会に引き継がれている

という状況もありますので、そういう倫理条例の中身をキチッとまずは制定していこうと考えています。全国の流れからすると、不祥事があると議員の自浄作用の中で倫理条例を作っているのが大方の状況でありますけれど、それでも上越市の場合は不祥事ではなくして、議員自らがキチッと襟を正していくというものを自ら作っていこうことで、前の議会からこの倫理条例に向けて検討が入っているという状況でございまして、ほぼ年内に終了して条例化したいという方向です。当然、この自治基本条例が制定されていますので、最終段階では住民の皆さんに提議をし、住民の皆さんの声を踏まえて、条例の段階に持っていかなければならないと思っております。

それからもう一つは定数問題で、今の上越市の議会議員定数が条例では30ですけれども、この次には地方自治法上でいきますと38が上限ということですので、地域自治区や皆さん方それぞれが活発に地域で活動されているこれらの状況も踏まえて、この次の上越市の議員定数はどこに設定すべきかを、まず議員自らがやっぱり検討していこうということで議会内に検討委員会をスタートさせたという状況です。これを一応来年の一月頃をめどにして、議会の一定の方向を出そうという状況ですので、これもすでに検討委員会がスタートした段階において、自治基本条例に基づいて、議会が一定の検討をした上で、市民の皆さんの意見を聴く場を設けながら、最終的に条例化の方向を定めていこうと思っておりますので、ぜひこれらについて皆さんからご指摘いただきたいと思っております。

そして議会の方としては、これらのことの一定の整理がついた段階で、辻山さんのお話でこの自治基本条例の具体化の方向の中にも出されておりました、議会の基本条例を制定していく検討会議をスタートさせていこうというところに今のところはなっているところでございます。ただ、今一部の議員の皆様からもう少しこの検討会議を早めていかないと、上越市民の意識の流れに議会がむしろ遅れる可能性があるのではないかと、というように言われてきているところもありますので、今後の推移を見ながら、この議会の基本条例のあり方について、検討していかなければならないと思っております。

そしてもう一つはこの6月議会の中で、私自身も強く認識をさせられ、またいくつかの会派の方からも私の方に提起をされましたが、私たち議会が従来であったら定例議会の終了後に「議会だより」を出して議会の報告が終わっていたという状況がありますけれども、もうこの自治基本条例が制定されている中においては、一方通行の報告だけでは済まされないだろう、市民の皆さんとの対話を通じた報告をしていかななくてはならないだろうとも思っておりますので、これは、今、議長の宿題になっていて、今後、近々提議をすることになっておりますけれども、今の私の方の考え方とすれば、議会報とは別に定例的に、市民の皆さんとの中における、議会としての報告や、それに対する市民の意見を聴いていく場を設けていなければならぬだろうというのが一つと、もう一つは不特定多数の格好で、一方通行の形で市民の皆さんから議会に対する問題提起をしていただいておりますが、今後議会ポス特的な意味合いも含めて、定例的に、恒常的に市民の皆さんの意見を常時受け付けながら、かつ、それを議会として市民の皆様へ報告をしていく、そういう制度を作っていかなければならないのではないかと思っております。そういうことを通

してこの自治基本条例を市議会としても、普遍化し、市民の皆さんの知る権利や、市民と議会の中における議会の運営のあり方に対して市民にキチッと説明していく議会の責務と、市民の意見を議会に反映させていくシステムを作らなくてはならないのではないかと考えているところであり、今日皆さんの前で私がこういうふうに言いましたので、議長の立場として各会派の皆さんからまたいろいろな意見が出るとは思いますけれども、精いっぱいまとめるつもりですし、またその流れを市民の皆さんから見ていていただきたいと思っています。

(秋山さん)

ありがとうございました。定期的な市民の声を聴く場を設けていただくということで、それは私どもにとってもとてもありがたいことで、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。「行革市民会議」に私も参加したことがあり、主には財政改革の検討をしたのですが、「次の改革は議会だ。でも聖域でなかなか手を付けられない。」という話がありました。議会の中でいろいろな検討がされているということでぜひ速度を上げていただきたいとこの場を借りてお願いしたいと思います。

それでは、最後になりますが、木浦市長からも今後の思いを語っていただきたいと思います。

(木浦市長)

今後の市政運営の方向、あるいは思いですが、私からは三点についてお話し申し上げたいと思います。一点目は職員一人一人の意識向上について、それから二点目は市民の皆さんに向けた条例の普及啓発、三点目はこれから条例で定める制度あるいは仕組み、その運用に向けた取組ということです。

まず、職員一人ひとりの意識向上についてですが、本年4月1日に自治基本条例を施行して3ヵ月が経過いたしましたけれども、この間私も庁議ですとか、あらゆる場において職員と接する時にこの条例制定の意義あるいは重要性を改めて認識をさせてきているところです。今後ともこの条例に沿って私自身市政運営に当たってまいりたいと考えております。また、職員もこの自治基本条例に基づいて日々の業務を行っていることの意味を認識しながら、仕事をしてもらうという立場になってもらわなければならないと思っています。

現在、職員全体を対象といたしまして、「自治基本条例に関する職員研修会」を行っていますが、こうした研修会等を通じて、引き続き職員一人ひとりの意識向上を図ってまいりたいと考えています。今まではどちらかと言いますと、市の職員は仕事をする時の優先順位といいますか、物事の考え方としては、公平、平等、そして公正に仕事をやっていけばよかった。そして誰かから質問やいろいろな意見があったときに、キチッと説明さえできればそれでよいと思っていた節がありますが、この条例ができたならそうではなくて、もっともっと市民の皆さんに対する説明責任が求められてきているわけでありまして、そのような説明責任が問われる時代になっています。つまり、説明の分かりやすさや手法、内容、そういうことにも意を用いていかなければならない。今まではどちらかといえば行政の専門用語ですから難しいのは当たり前だという感もありましたけれども、そういうことでは決してない。理解していただいて初めてその意味が出てくると、私

もこの7年間はずっとそれを言い続けてきましたけれども、市の職員側からしますと、行政用語だから仕方がないんだという風潮がありますが、決してそれではよくない。私は、市民の皆さんから理解をしていただくことが、説明責任を重要視して分かってもらうことが大切ではないか、内容や説明の仕方が問われていると考えているので、この点を中心に市の職員に認識させたいと思っております。そして、何よりも、その事業を単純に説明するだけではなくて、その事業がなぜ今必要なのか、その時代背景や経過、そして将来的な方向性を十分に分かっていただいて、今なぜ事業を採用させていただいているのかということがキチッと市民の皆さんから理解されるような方法をとっていかなければならないと思っております。それを全部網羅して市民の皆さんに説明責任を果たしたと考えなければならぬと思っております。

二点目の市民の皆さんに向けた条例の普及啓発ですが、市民の皆さんにも本条例で定める理念ですとか仕組みが定着して、自治・まちづくりの様々な場面において活用していただくことが重要です。先ほど、辻山先生からもこの点を十分にというお話がございました。この条例は、自治の担い手であります市民と市議会、市長などの権利・権限が定められておりますが、この権利・権限の行使には当然責務というものが伴ってくるわけですので、その責務についても先ほどお話がありました。この点についても明確に定めてありますので、ぜひ市民の皆さんからご理解いただきたいと思っておりますし、この事を市民の皆さんに理解をしていただけるように十分に説明をさせていただきますと思っております。

今回のフォーラムを開催させていただく時にも、パンフレットを作らせていただきまして、配布させていただきました。この条例の内容を理解していただくという趣旨でありまして、この条例を活用していただくための活動の一環です。そのために全戸配布をさせていただいたわけですが、こうした取組を重ねながら、市民の皆さんお一人お一人、様々な団体の皆さんからもこの条例を認識してもらい、この条例が生きた条例として、市民のための市政を行っていく、あるいはまちづくりをそれぞれで行っていただく時に活用されるように意を用いてまいりたいと思っております。

それから三点目ですが、この自治基本条例の特徴を三つにまとめさせていただきますと、一つ目は市民、市議会、市長の権利・権限や責務について、これを明確にしていることです。二つ目は、身近な地域での自治を一層推進するための仕組みでございまして、そういう仕組みである地域自治区制度を規定していることです。三つ目は市政運営の重要事項について市民の皆さんの意思を確認するための制度である市民投票制度、この常設化を規定しているということです。この三つが特徴的でございまして、この点を全国からも注目をされているということです。

とりわけこの地域自治区と市民投票の二つの制度、これは私が目指す市民本意のまちづくりを実現する上で、特に大切な仕組みであると考えているところであり、その説明をさせていただきます。

まずは、地域自治区制度については、先ほど満田さんからもご指摘がございました。身近な地域での課題について、そこに住む皆さんが主体的にその解決方法を考えながら取り組んでいくた

めの制度です。私はこの制度はそうした点に留まらずに、地域の魅力に磨きをかけて、地域の個性、特性、独自性、こういったものを発揮していくために活用していただく制度であると考えています。そこで、この地域自治区制度を現在の13区だけではなくて、合併前の上越市にも設置させていただきたいと考えたことから、昨年度、私は市民説明会を2度、都合30数回に渡って開催し、市民の皆さんに幅広くご意見をお聞きしながら検討を進めてきたところでありまして、結果といたしまして、より多くの市民の皆さんに説明し、周知を図っていくことが更に必要だという考えに至りまして、今年度の4月の設置を見送ることといたしました。制度の基本的な部分は、この自治基本条例に位置付けましたので、速やかに設置できるように努めていくつもりです。

続いて、市民投票制度ですが、この制度は、市民の皆さんから市政の重要事項の意思形成過程において、投票を通じて参画をしていただく仕組みの一つでありまして、これは市民会議からも大変強い思いがありまして、それを踏まえた上で設けさせていただいた制度です。制度の具体的な内容を定める条例につきましては、今年度中に策定をしたいと考えております。現在は、投票の対象となる案件、あるいは投票資格者の要件、あるいは投票方法などの論点整理を行うべく、検討委員会の立ち上げを視野に入れて準備を進めさせていただいているところです。

以上ですが、最後にこの条例についての私の考え方を若干お話しますが、これからの時代は人口が減って、それに伴って税収等も減少傾向になる時代です。したがって、現在の自治体を取り巻く状況は大変厳しい状況ですが、その中において、この自治体そのものを小さな政府として、絞っていく、これは国の行政も県の行政も市の行政も同じ方向を向いて、小さな政府を目指して、行政運営にかかる人件費や市民の皆さんの負担を軽減していこうという方向性であります。そういう方向性で国も地方も動いてきているわけですが、市民の皆さん、国民の皆さんからご要望をいただいている市民ニーズ、行政ニーズについては多様化して更に仕事をたくさんやって欲しいというニーズがその逆の方向性であるわけです。これらをどのように考えていくのかということが基本的な課題になってきています。

つまり公共的な領域の仕事として、そのニーズは非常に多様化してきている。これを行政が担うのではなくて、市民の皆さんでできることは市民の皆さんで、そして団体でできる仕事はNPOなどの団体でやっていただく。NPO団体やボランティア団体の皆さんから、もっと公共的な領域の仕事としてやっていただく方向性、そういう面をもっともっと明確に位置付けていかなければならないと思っております。その担っていただいている部分を公共と位置付けられるようにルール化を目指し、実際にその仕事をやっていただく分野を増やしていかなければ、市民の全体的なニーズに応えていくことができないと思っております。

そのためにまず考えていかなければならないのは、そういう方々にやっていただいたら行政サービスが低下したということがあってはならないわけですから、公の保障が担保されなければならないということです。そういうことも含めて補完的な機能をそういう人たちに担っていただくための仕組み作り、ルール作り、こういうことにも視野を広げていかなければならない。このことによって、人口減少時代、官も民も協力しながら乗り切っていくという体制、そのための公共

的なルール、これを作っていかなければならないと感じているところでもあります。

いずれにいたしましても、この自治基本条例につきましては、市民を幸せにしていく手段であると思っており、まちづくりを行っていくための道具だと思っています。私は常に職員を指導していく時に、市役所というのは市民の幸せづくりが原点であるということを絶対忘れないで仕事をして欲しい、仕事に当たって欲しいということを指導しているわけですが、この自治基本条例は、そのための手段であって、まちづくりを進めていただくための道具であると思っています。その道具を使っていかに市役所と市民の皆さんや各種の団体の皆さんが力を合わせて、それぞれ仕事を行うことによって、結果的に幸せになる市民が多くなっていく姿を作っていくことができるかが、私はこれからの行政に課せられた、あるいは、市民の皆さんに課せられた大きな責務の一つではないかと思っています。それをこの条例を施行させていただいた今年から現実に向かって市民の皆さんと協力しながら、そのステージを作っていくという時代に突入したといっても過言ではないと思っておりますので、今後ともそのように皆様方から認識していただいて、ここに住んでよかったと思えるようなまちを皆さんとともにつくっていきたいと思っていますので、ぜひご理解とご協力をお願いしたいと思います。

(秋山さん)

ありがとうございました。今市長から道具というお話がありましたが、新しい使い勝手のよい道具、これには必ず光と影の部分があると思います。この地域においては、この中にも盛り込まれました地域自治区制度、それから住民投票制度、こちらもやはり光と影の部分が出てくるかと思えます。実は影の部分の小さなつぶやきを拾って、そこに光を当てていくというのが、私たち市民、それから団体に負わされた責務だと思っています。私もこれまでのお話を伺って、これまで以上に責任を感じながら事業を進めていきたいと思っております。

それではここで、時間が限られておりますが、辻山先生から皆さんのお話を伺った感想をお願いいたします。

(辻山先生)

壇上の皆さんのお話を伺っていて、会場の皆さんの表情を見ながら、これは結構大変なことなのだなという気がしています。最後に市長さんもおっしゃいました。自治基本条例をテコにして、自治体行政ではもう駄目だから、皆さんにご協力をお願いしたいと。私が講演の中で言ったのは、協働の関係は市民の権利として書かれていますよという、この緊張関係。したがって、市民が自覚的でなければ、あるいは自発的でなければ、行政協力として使われてしまうということになります。非常に高い緊張感のある話し合いだったなと思っております。

キーワードは、自治基本条例を支えていく、あるいはこの条例の理念を実行していくのは誰か、それは市民だ、さてそんな市民はどこにいるんだということになりそうですよね。だからといって市民探しはやめましょう。いずれにしても今日私がいろんなところで、いろんな形で申し上げましたけれども、この条例と一緒に学ぶグループとかですね、あるいは一緒に事業をやってみようじゃないかというグループ、そういうグループの人間付き合いの中から、市民になっていくプ

ロセスが始まるということでしょう。おそらく市民会議の皆さんは、この何十回にもおよぶ会議の中で、当初はなんだかよく分からなかったけれど、だんだんやっていくうちになんか市民らしくなっていくと言いましょか、他人の意見にも耳を傾けることができるようになるとかですね、いくつかの要素があるでしょうね。私は自治基本条例づくりが市民をつくると考えておりました、今度はこの条例を運用していくプロセスで市民になっていく人が増えてくる。

ちょっとしたエピソードを出しますと、ある自治基本条例検討委員会第1回の会合で、市民代表といわれる方たちが集まって、私が会長に選ばれたのですが、委員が自己紹介をして、自治基本条例にどんな願いを込めたいかということと話している時に、結論から言うと私が机の上にあった書類をある男性にぶつけて、「出ていけ」と言ったことがございました。もちろん、そんなことを言った以上私も辞任して、その市民会議はたった一日で終わってしまいました。どういうことかという、人の意見を聞けない人がいるんです。私一応「皆さんのご意見が聞きたいから、そろそろ結論をまとめてください」ということを申しましたら、「会長の地位を笠に着て言論を弾圧する」とおっしゃいまして、思わず切れてしまいました。

つまり自分たちは市民と名乗っているんだけど、会議さえも自治できない市民たちというのが結構いて、それをどうやって克服していくかという、こういう集まりを繰り返していくことだと私は思っています。この条例の中にも市民をつくるという概念が入っていますよ。もちろん社会教育のように、行政がしゃしゃり出ていって、「市民になろうね」などと教育されるのはいやですよ、うざったい感じがいたしますけれども、市民自身の自覚ということが期待されているのではないかと考えておりました、これだけ大騒ぎしてつくった自治基本条例ですけど、そこに市民が登場してこなければ、つくったところで何にも変わりはないという現実はやっぱりあるような気がしておりますので、これからも皆さんがあっちこっちで動き出すのを期待したいと思います。ありがとうございました。

(秋山さん)

どうもありがとうございました。私たちは、間違いなく次の時代を切り開く道具、それもとても価値のある道具を今回手にしたと思います。ですが、まだその使い勝手を本当に理解できていないと私自身も思っております。今日会場にお集りのこれだけのたくさんの皆様と、この時間を共有できました。今後もこの条例を後ろ楯にしながら実践を積み重ねていって、よりよいものに、本当にこの地域がよりよいものになるように、頑張っていきたいと思っております。今日はどうもありがとうございました。

質問

(質問者1)

大変貴重なご意見をお聞かせいただきましてありがとうございました。私、今、町内会長という役を実は担っているのですが、これは日本のこれまでの長い歴史の中で、町内会、あるいは自

治会、集落会いろいろな名前がありますけれども、これはまさにある面では、自治の基本であったのではないかなという感じを持っています。私自身が今、町内会長をやっておりますが、残念ながら講演の中にはちょっと出てきましたが、皆さんのお話では、この町内会組織というものが何なのかということがまるっきり論じられていない。もし条例の策定過程の中で話題として挙げられたとしたならば、そのことはどういう意識によるものであったのかということをお聞かせいただきたい。

まあNPO法人は自主的な組織です。町内会も、市長は市の行政の末端ではないと言っていて、まさに自立した組織であると言われていたわけですが、今、市長が言われている自治組織もありますけれども、昔からあるこの組織の問題をどう扱っていくのか、どう位置付けていくのかということがこの中にまるっきり書かれていませんし、もし論議がされていないとしたならば、私はその部分を問い直していかなければ本当の意味での自治というものが生まれてこないと思っております。一つ抜け落ちているのです。

私自身が町内会長をやっているのですが、町内会はまさに自治なんですよ。いろいろな問題が出てきます。そして市民も要請しなければならぬこともあるけれども、町内としてやってくれ、班としてやってくれ、こういうまさに自治的な活動をやっているんです。これがまるっきり書かれていませんのは何なのか。私自身はですね、論議されたなら論議されたし、落ちていたのなら落ちていたということで、今後、誇張する観点があつたら、あるということで私はお聞かせいただきたい。ただ、委員の中に町内会長連絡協議会の方が入っていなかったのかなという感じはしています。

(辻山先生)

今の課題はどこでも出てきます。3分の1くらいは、この条例でいうとコミュニティの規定関連です。第35条のところに、「市民は、コミュニティ（多様な人と人とのつながりを基礎として）」うんぬん云々とありますでしょ、そこに町内会、自治会などを含めて概念に入れているところが結構あるんです。この条文を見る限り、私は排除しているようには見えないのですが。地域を軸にした人々の協働的な活動。ただ、問題は具体的に政策などのシステムを作っていくときに町内会、自治会という既存の組織を、名指しできちんと組み込んでいくか、それとも一般論として地域での活動を大事にしようとするかの判断、これはどこの自治体でも踏み切らざるを得ないですね。

(質問者1)

市民団体ととらえたんじゃないですか。これまでの歴史からして弱い。

(辻山先生)

確かにそうですね。ただ、私はコメントする立場にはないのですが、それぞれの自治体で、行政と町内会、自治会などのそういう既存の地域組織の関係をどうするかというのはみんな違いますし様々ですね。次期の見直しの時位までには、ぜひ議論を続けていただければと思います。

(質問者2)

三和区から来ました。非常にためになる話をありがとうございました。合併して3年が経つわけですけども、その中で、13区のことを話すのもなんなのですが、やはり市長の言葉にあるように、幸せづくりの原点というのは市の職員なんです。その人たちが地域の中で、市民と共有していく、その中から新たな文化というものも生まれてくる。しかし、今現状を見てみますと、なかなか本庁に足を運ぶのは敷居が高くて、なかなか行けないというのが現実なのです。そういう意味で、中央集権という組織の形態もあるわけですが、その中で13区の職員というのは非常に優秀な人材もいますし、頑張っているわけでありますが、なかなか本庁の中に意見具申をしていくことに非常な戸惑いもあるし、弊害が出てきているということも現実なのです。上越市自治基本条例もできたわけでありますので、やはり地域の活性化のためにですね、そういうものをある程度は検討していく時期に来ているのだと。例えば、分権化の問題だったり、権限の委譲の問題だったり、そういったものを含めて、検討していただければ幸いです。

(木浦市長)

市では、来年、機構改革を目指しております、その中において、今後の13区を含めた総合事務所のあり方、いろいろな提案がございまして、その中において市民の皆さんへの行政サービスが低下しないような組織、それから事務所のあり方を考えながら、それぞれの行財政改革に向かっていきたいと思っておりますので、それらは相矛盾するようにも思えますけれども、その辺りをしっかりと市民の皆さんとも相談をしながら、組織全体を考えていきたい。これは合併したメリットですので、そのあたりについてはしっかりとお言葉のようにやらせていただきたいと考えております。

それから、敷居が高いと言われますけれども、私どもの中にあっては決してそのような体制でやっているわけではございません。合併して3年経っているわけですが、どうしてもまだまだ市民の皆さんから見ると、そのような敷居が高くてなかなか本庁に相談する体制というものができあがっていないのではないかとと言われて、その都度そうではありませんと申し上げているのですが、各所長にも私の権限を委譲してありますし、相談してもらう体制は十分にとらせていただいております。むしろ、合併前上越市の市民の皆さんは、「市長、お前さんは13区の方を向き過ぎている」とこう言われてもいるのですが、私は公平、平等、公正というものはぜひとも大切だと、そして私が責任を持って市町村合併をさせていただきましたので、その点は13区の皆さんに十分に理解していただいて、合併してダメになったと言われることのないようにしていくのが、今この時期に職員になっているもの、あるいはこの世代の責務だと思っております。その点は十分に配慮させていただいているところではありますが、もしそのような状況にないと言われる場合には、私に知らせていただければ、一つずつ解決させていただきたいと思っておりますので、その点よろしくご理解のほどいただきたいと思います。